

《第三子保育料無料化等事業減免内容早見表》

市階層区分		保育料減免内容
第1階層 生活保護世帯		無料
非課税世帯 市民税	第2階層 市民税非課税世帯	無料
市民税課税世帯	第3階層～第6階層 均等割課税～ 市民税所得割額 97,000円未満	無料
	第7階層～第11階層 市民税所得割額 97,000円以上 301,000円未満	基準額の半額（注）
	第12階層～第13階層 市民税所得割額 301,000円以上	基準額

（注）税額には、次の控除は適用しません。これらの控除がある場合は、控除前の税額となります。

寄付金・控除住宅借入金等特別控除・電子証明書等特別控除・配当控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・外国税額控除

（注）就学前児童の同時入所児童が2人で半額の減免がされる場合は、第7階層～第11階層の児童は対象外となります。

※就学前児童の3人以上同時入所児童については、現行とおり無料。